

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 3
- 令和8年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所【財政・変革局税務部固定資産税課】 4
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5

◇ 公 告

- (仮称)日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区構内天然ガス焚き発電所建設計画環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 6

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 7

◇ 交 通 局

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 8

北九州市告示第52号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月2日

北九州市長 武内和久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ファミリーヘルスクリニック北九州	北九州市八幡西区本城一丁目22番6号	令和8年3月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局大里桃山店	北九州市門司区大里桃山町3番15号	令和8年3月1日
ウエルシアプラス薬局門司東町店	北九州市門司区下二十町8番7号	令和8年3月1日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ひまわりハウス訪問看護ステーション	北九州市門司区葛葉三丁目8番6号	令和8年3月1日
ケアリング訪問看護ステーション黒崎	北九州市八幡西区八千代町9番30号	令和8年3月1日
訪問看護ステーションリアライズ北九州	北九州市八幡西区幸神二丁目1番21号Aスタービル1階	令和8年3月1日

北九州市告示第 53 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
訪問看護ステーション すなお	新	北九州市小倉南区沼緑町四丁目 21 番 1 号	令和 8 年 3 月 1 日
	旧	北九州市小倉南区沼本町二丁目 8 番 37 号	

北九州市告示第54号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、令和8年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所を次のとおり告示する。

令和8年3月2日

北九州市長 武内和久

1 縦覧期間

令和8年4月1日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧場所

資産の所在区	縦覧場所
門司区、小倉北区及び小倉南区	北九州市小倉北区大手町1番1号 財政・変革局東部市税事務所 固定資産税課
若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 財政・変革局西部市税事務所 固定資産税課

北九州市告示第 55 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局 大里桃山店	北九州市門司区大里桃山町 3 番 1 5 号	令和 8 年 3 月 1 日

北九州市公告第155号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第6条第1項の規定により送付された（仮称）日本製鉄（株）九州製鉄所八幡地区構内天然ガス焚き発電所建設計画環境影響評価方法書について、同法第10条第4項の規定に基づき、環境の保全の見地から意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第34条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月2日

北九州市長 武内和久

1 騒音について

施設の稼働に伴う騒音を評価の項目として選定しない理由が、事業実施区域と住居系用途地域が一定距離離れているという事実関係の提示にとどまっている。準備書には事業に伴う騒音発生源の諸元等を踏まえた上で、選定しない理由を具体的に記載すること。

2 鳥類について

現地調査の実施に当たっては、事業実施区域及びその周辺の鳥類の生息状況を適切に把握するため、ラインセンサス法調査及び任意観察調査に加え、定点調査等の実施を検討すること。

3 廃棄物について

工事の実施及び施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、可能な限り発生量を抑制し、自社事業地内での有効利用及び適正処理に努めること。

4 温室効果ガスについて

温室効果ガスの排出削減については、最新の知見に基づき環境負荷の低減に努め、本事業の実施による削減効果を、二酸化炭素の排出原単位だけでなく、総排出量等の指標も用いて定量的に予測及び評価すること。その際、本事業のみならず自社事業地全体を対象とした総排出量等による予測及び評価を実施し、それが困難な場合は、発電部門を対象とするなど、実情に応じた適切な対応を検討すること。

北九州市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月2日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F 2 5 9	株式会社テイク ス宏和	時田 丈	大分市大字羽 田199番地 1	令和8年3月 2日
F 2 6 0	T - L I N E	塚田悠平	中間市扇ヶ浦 四丁目10番 17号	令和8年3月 2日
W 0 6 2	三宮造園株式会 社	三宮 洋	若松区畠田三 丁目4番12 号	令和8年3月 2日
F 2 6 1	株式会社総合企 画光	高田光城	行橋市大字下 検地174番 地3	令和8年3月 2日
F 2 6 2	株式会社天水工	谷 水城	福岡市博多区 月隈六丁目5 番12号A1 01	令和8年3月 2日

北九州市交通局公告第 8 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 号及び北九州市交通局契約規程（昭和 39 年北九州市交通局管理規程第 5 号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 2 日

北九州市交通局長 白石 基

1 委託内容

- (1) 業務名 令和 8 年度小切手等搬送業務
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市交通局管理規程第 1 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
北九州市交通局総務経営課
 - イ 期間 この公告の日から令和 8 年 3 月 12 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和8年3月10日までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- (5) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室
 - イ 日時 令和8年3月13日午後2時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除

があった場合、発注者はこの契約を変更し又は解除することができる。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401